



発行 新潟県
第 17 号
 令和2年3月3日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

216 換地処分（農地整備課）

公 告

- 一般競争入札の実施（総務事務センター）
- 令和2年度前期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施（建築住宅課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

- 1 参議院新潟県選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の要旨（選挙管理委員会）

教育委員会告示

- 2 新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程の一部改正（高等学校教育課）

公安委員会規則

- 2 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

正 誤

令和2年2月21日付け県報第14号公告中（畜産課）

告 示

◎新潟県告示第216号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、妙高市を地域とする県営区画整理（農地環境整備）事業坂口新田地区に係る換地処分をした。

令和2年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県総務事務センター業務の支援に関する派遣業務の委託について次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 入札に付する事項

- (1) 委託案件の名称
新潟県総務事務センター業務の支援に関する派遣業務委託
- (2) 委託案件の仕様及び数量等
入札説明書による。
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 入札説明書の交付期間及び交付場所
 - ア 交付期間
令和2年3月3日(火)から令和2年3月12日(木)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時15分まで。
 - イ 交付場所
新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター
 - (2) 問い合わせ等
入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 令和2年3月24日(火) 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁508会議室(行政庁舎5階)
- 4 入札に参加する者に必要な資格
本件入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を含む。)であること。
 - (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 新潟県内に本社又は支社、支店、営業所等を有する者であること。
 - (5) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないこと。
 - (6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けているものであること。
 - (7) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
 - (8) 国又は地方公共団体を契約相手方として、総務事務(諸手当や旅費の審査業務をいう。)又は別記「特記仕様書」の1の業務内容と同種の業務について労働者を派遣し、又は当該業務に係る請負について受託した実績がある者。
 - (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律に定める労働者派遣事業者の許可を受けていること。
 - (10) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であり、プライバシーマークの認定又はISMS認証を取得している者又は令和2年3月3日(火)までに取得見込みである者。
 - (11) 本件入札の公告日から入札執行日までの間に、国又は新潟県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
 - (12) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 5 本件入札に係る参加資格の確認
 - (1) 本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。
この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。
 - ア 提出期間 令和2年3月3日(火)から令和2年3月17日(火)(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号の日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで。
 - イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館6階
新潟県総務管理部総務事務センター

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、アの期限内に必着させるとともに、書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、令和2年3月19日(木)以降に書面で通知する。

6 入札の方法

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書(封筒に入れ密封の上、上記1(1)の調達案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したのものに限る。)を持参し、提出すること。

ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、3(1)に定める時刻までに委任状を提出し、代理権が確認された者でなければならない。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)をもって3(1)に定める日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

入札金額に100分の110を乗じた額に、入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の5に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 契約保証金

契約単価に入札説明書の1の(2)業務従事予定時間数を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

12 その他

- (1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い
 - ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
 - イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。
 - エ 提出された競争入札参加資格確認申請書等に記載されている内容については、本件入札に限るものとし、他に使用しない。
- (2) その他
 - ア 本件入札に関し、苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - イ 令和2年度新潟県一般会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続について停止の措置を行うことがある。
 - ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件入札及び契約の内容に関しては、日本国の関係法令、財務規則その他新潟県知事の定める規則の定めるところによる。

令和2年度前期技能検定の実施について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和2年3月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（焼結に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（変圧器組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装、配管ぎ装及び電気ぎ装に係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事、FRP防水工事及び改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事及び化粧フィルム工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装（壁装に係るものに限る。）、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械検査（学科に係るものに限る。）、電子機器組立て、建築大工（学科に係るものに限る。）、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(3) 等級を区分しないもの（単一等級）

路面標示施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 1級及び単一等級

| | | |
|------|-------|-------|
| 検定職種 | 受検手数料 | |
| | 一 般 | 在 校 生 |

| | | |
|--|---------|---------|
| 園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、フラワー装飾、路面標示施工 | 17,300円 | 11,500円 |
| 婦人子供服製造 | 14,300円 | 9,500円 |

(イ) 2級及び3級

| 検定職種 | 受検手数料 | | | |
|---|---------|---------|--------|--------|
| | 35歳以上 | | 35歳未満 | |
| | 一般 | 在校生 | 一般 | 在校生 |
| 園芸装飾、造園、鋳造、金属熱処理、粉末冶金、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て、産業車両整備、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、貴金属装身具製作、表装、塗装、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾 | 17,300円 | 11,500円 | 8,300円 | 2,900円 |
| 婦人子供服製造 | 14,300円 | 9,500円 | 5,300円 | 2,900円 |

注 (ア)及び(イ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (イ)においての「35歳未満」とは、令和2年4月1日現在において35歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

イ 実施期日

令和2年6月8日（月）から令和2年9月13日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和2年6月1日（月）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

| | |
|------|------|
| 検定職種 | 実施期日 |
|------|------|

| | |
|---|--------------|
| 3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾 | 令和2年7月12日(日) |
| 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、塗装 | 令和2年8月23日(日) |
| 1級及び2級 粉末冶金、機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、貴金属装身具製作 | 令和2年8月30日(日) |
| 1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、強化プラスチック成形、石材施工、酒造、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾 単一等級 路面標示施工 | 令和2年9月6日(日) |

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)
電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和2年4月6日(月)から令和2年4月17日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるもの限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額(前記3の(1)のアに定められた額)及び学科試験の受検手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

3級に係るものについては令和2年8月28日(金)に、その他の等級に係るものについては令和2年10月2日(金)に県庁1階の広報展示室前の掲示板、県立テクノスクールの掲示板及び新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面

で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部職業能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について（公告）

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月3日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

令和2年7月5日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

イ 木造建築士

令和2年7月12日（日）

午前10時10分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

令和2年9月13日（日）

午前11時から午後4時まで

イ 木造建築士

令和2年10月11日（日）

午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

長岡市中央公民館 長岡市幸町2丁目1番1号

上越人材ハイスクール 上越市高土町3丁目1番15号

イ 木造建築士

新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号

(2) 設計製図の試験

ア 二級建築士

朱鷺メッセ 新潟市中央区万代島6番1号

長岡市中央公民館 長岡市幸町2丁目1番1号

イ 木造建築士

新潟工科専門学校 新潟市中央区長潟2丁目1番4号

3 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和2年3月25日（水）から令和2年3月31日（火）まで

イ 申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番6号 紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術

教育普及センター 本部

(2) 受付場所における受験申込み

ア 受付期間

令和2年4月9日(木)から令和2年4月13日(月)まで(土・日曜日を含む。)

イ 受付時間

午前10時から午後5時まで

ウ 受付場所

公益社団法人新潟県建築士会

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階

エ 申込書の受付

上記ウの受付場所に、原則として、申込者本人が受験申込書を直接提出したものについて行う。

(3) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

令和2年4月13日(月)午前10時から令和2年4月20日(月)午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

4 学科の試験の免除の申請

平成30年又は令和元年の学科の試験に合格した者に限り行うことができる。免除の申請にあたっては、平成30年又は令和元年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の学科の試験の合格通知書、若しくは設計製図の試験の不合格の通知書で令和2年の学科の試験が免除できる旨が記載されたものを貼付して行うこと。

5 合格者の発表

令和2年12月3日(木)頃に発表する。

なお、「学科の試験」については、二級建築士試験においては令和2年8月25日(火)頃、木造建築士試験においては令和2年9月8日(火)頃に発表する。

6 その他

(1) 設計製図の試験の課題は、令和2年6月10日(水)頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaeic.or.jp/>) において公表する。

(2) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

(3) この試験に関する問合せは、以下にすること。

郵便番号950-0965 新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル3階

公益社団法人新潟県建築士会(電話025-378-5666)

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ナースコール設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

ナースコール設備保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 当院設置のナースコール設備を取り扱え、新潟県内で平成29年度以降に許可病床数200床以上の病院におけるナースコール保守点検の履行実績を有していること。

(7) ナースコール設備部品の取扱い業者とする。

(8) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和2年3月17日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水)午前10時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、医療ガス設備保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の件名
医療ガス設備保守点検業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 医療法施行規則第9条の13で定める基準に適合した者であること。
- (6) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2012
- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和2年3月17日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前9時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、自動扉保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

自動扉保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 当院設置の自動ドア設備を取り扱え、新潟県内で平成29年度年以降に許可病床数200床以上の病院における自動ドア保守点検の履行実績があること。
- (7) 自動ドア設備部品の取扱い業者とする。
- (8) 本業務に従事する作業者については、厚生労働大臣認定の1級又は2級自動ドア施工技能士の資格を有すること。
- (9) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。
- (10) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2012

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和2年3月17日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月24日(火)午前11時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階 ネットワーク室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、駐車場管理機器保守点検業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年3月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の件名

駐車場管理機器保守点検業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県立がんセンター新潟病院及びがん予防総合センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 駐車場管理機器について、自動料金精算システムの保守管理実績を有する者であること。

(7) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認書を提出した者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2012

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札参加資格確認書の提出期限

令和2年3月17日(火)午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年3月25日(水)午前11時30分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター 3階 研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、高精度放射線治療システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和2年3月3日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

高精度放射線治療システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年3月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

令和2年4月8日(水)午後5時

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年4月13日(月)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立がんセンター新潟病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和2年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件の手続きについて停止の措置を行うことがある。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

High-precision radiotherapy systems [1] set

(2) Deadline for bid submission:

5:00 p.m. APRIL 8, 2020

(3) Date of bid opening:

10:00 a.m. APRIL 13, 2020

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Administrative Section, Niigata Prefectural Cancer Center Hospital

2-15-3 Kawagishi-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture, JAPAN

〒951-8566

TEL 025-266-5111 Ext.2312

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年3月3日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 調達物品及び数量
内視鏡機器貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 調達方法
借入
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年2月6日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社日医リース
東京都品川区西五反田1丁目3番8号
- 7 落札価格
34,452,000円
- 8 入札公告日
令和元年12月27日
- 9 落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示**◎新潟県選挙管理委員会告示第1号**

令和元年7月21日執行の参議院新潟県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定により提出された候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は次のとおりである。

令和2年3月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 48,720,600 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|-------|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 候補者氏名 | 小島 糾史 | 候補者届出 政党又は 所属党派 | NHKから国 民を守る党 | 令和元年7月10日から 期間 |
| 出納責任者氏名 | 小島 糾史 | | | 令和元年7月10日まで 第1回分 |

| 収 入 | | 支 出 | | 円 |
|------------------------|-------|--------|---|---|
| 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 | (職 業) | (寄附額) | 人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費 | 0 0 0 0 0 0 0 17,404 0 0 0 0 |
| その他の寄附 | 2件 | 17,404 | | |
| その他の収入 | | 0 | | |
| 今回計 | | 17,404 | 今回計 | 17,404 |
| 前回計 | | 0 | 前回計 | 0 |
| 総 計 | | 17,404 | 総 計 | 17,404 |

| | 項 目 | 金 額 |
|------------------|---------------------------|-----|
| 支出のうち公費 負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 0円 |
| | ビラの作成 | 0円 |
| | ポスターの作成 | 0円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成 | 0円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 0円 |
| | 政見放送のための録画等 | 0円 |
| | 計 | 0円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年 8月 7日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 48,720,600 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|-------|-----------------------|-------|---|
| 候補者氏名 | 塚田 一郎 | 候補者届出 政党又は 所属党派 | 自由民主党 | 期間 平成31年 3月28日から 令和元年 8月 2日まで 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 皆川 尚人 | | | |

| 収 入 | | | 支 出 | |
|------------------------|-------|------------|--------|------------|
| 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 | (職 業) | (寄附額) 円 | | 円 |
| | | | 人件費 | 6,335,000 |
| | | | 家屋費 | 1,667,183 |
| | | | 選挙事務所費 | 1,014,431 |
| | | | 集会会場費 | 652,752 |
| 自由民主党本部 | | 25,000,000 | 通信費 | 1,785,950 |
| 全日本不動産政治連盟新潟県本部 | | 30,000 | 交通費 | 1,575,344 |
| 自由民主党新潟県参議院選挙区第二支部 | | 15,000,000 | 印刷費 | 3,051,860 |
| 新潟県税理士政治連盟 | | 100,000 | 広告費 | 5,039,776 |
| 自由民主党徳島県参議院選挙区第二選挙区支部 | | 200,000 | 文具費 | 2,339,806 |
| 新潟県薬剤師連盟 | | 100,000 | 食糧費 | 636,323 |
| 日販協政治連盟 | | 50,000 | 休泊費 | 1,419,658 |
| 前川 秀樹 会社役員 | | 500,000 | 雑 費 | 669,125 |
| 新潟県歯科医師連盟 | | 200,000 | | |
| 全国産業資源循環連合会政治連盟 | | 100,000 | | |
| 自由民主党和歌山県参議院選挙区第一支部 | | 100,000 | | |
| 全国たばこ耕作者政治連盟 | | 300,000 | | |
| 新潟経済人連盟 | | 100,000 | | |
| 新潟県生衛団体政治連盟 | | 30,000 | | |
| 日本歯科医師連盟 | | 300,000 | | |
| その他の寄附 | 5件 | 70,000 | | |
| その他の収入 | | 0 | | |
| 今回計 | | 42,180,000 | 今回計 | 24,520,025 |
| 前回計 | | 0 | 前回計 | 0 |
| 総 計 | | 42,180,000 | 総 計 | 24,520,025 |

| | 項 目 | 金 額 |
|------------------|---------------------------|------------|
| 支出のうち公費 負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 353,400円 |
| | ビラの作成 | 1,004,500円 |
| | ポスターの作成 | 1,681,000円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 494,226円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成 | 207,968円 |

| | |
|-------------------|------------|
| 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 198,625円 |
| 政見放送のための録画等 | 3,179,000円 |
| 計 | 7,118,719円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年 8月 5日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 48,720,600 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|-------|-----------------------|-------|----------------------|
| 候補者氏名 | 塚田 一郎 | 候補者届出 政党又は 所属党派 | 自由民主党 | 平成31年 3月28日から 期間 |
| 出納責任者氏名 | 皆川 尚人 | | | 令和元年 8月27日まで 第2回分 |

| 収 入 | | 支 出 | |
|------------------------|-------------|---|--|
| 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 | (職 業) (寄附額) | 人件費 家屋費 選挙事務所費 集会会場費 通信費 交通費 印刷費 広告費 文具費 食糧費 休泊費 雑 費 | 円 0 0 0 0 1,100,843 804,244 0 0 457,920 0 0 84,262 |
| その他の寄附 | 0件 0 | | |
| その他の収入 | 0 | | |
| 今回計 | 0 | 今回計 | 2,447,269 |
| 前回計 | 42,180,000 | 前回計 | 24,520,025 |
| 総 計 | 42,180,000 | 総 計 | 26,967,294 |

| | 項 目 | 金 額 |
|------------------|---------------------------|------------|
| 支出のうち公費 負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 353,400円 |
| | ビラの作成 | 1,004,500円 |
| | ポスターの作成 | 1,681,000円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 494,226円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成 | 207,968円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 198,625円 |
| | 政見放送のための録画等 | 3,179,000円 |
| | 計 | 7,118,719円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年 8月28日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 48,720,600 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|---------|-----------------------|-------|----------------------|
| 候補者氏名 | 村木 さく良 | 候補者届出 政党又は 所属党派 | 無 所 属 | 令和元年 5月14日から 期間 |
| 出納責任者氏名 | 佐 藤 伸 広 | | | 令和元年 7月29日まで 第1回分 |

| 収 入 | | | 支 出 | |
|------------------------|-------|------------|--------|------------|
| 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 | (職 業) | (寄附額) 円 | | 円 |
| | | | 人件費 | 1,397,500 |
| | | | 家屋費 | 945,226 |
| | | | 選挙事務所費 | 879,886 |
| 立憲民主党新潟県連合会 | | 532,386 | 集会会場費 | 65,340 |
| 立憲民主党本部 | | 5,000,000 | 通信費 | 218,097 |
| 中島 章智 | 弁護士 | 1,000,000 | 交通費 | 286,016 |
| 田代 絹代 | 医師 | 80,000 | 印刷費 | 2,672,000 |
| 藤田 博史 | 無職 | 100,000 | 広告費 | 6,335,305 |
| 渡辺 英明 | 無職 | 100,000 | 文具費 | 19,600 |
| 小林 義昭 | 無職 | 100,000 | 食糧費 | 355,561 |
| 田中 喜作 | 無職 | 100,000 | 休泊費 | 220,484 |
| 金内 幸永 | 無職 | 100,000 | 雑 費 | 499,514 |
| 今井 勇 | 無職 | 100,000 | | |
| 塚田 俊孝 | 無職 | 100,000 | | |
| その他の寄附 | 4件 | 62,000 | | |
| その他の収入 | | 0 | | |
| 今回計 | | 7,374,386 | 今回計 | 12,949,303 |
| 前回計 | | 0 | 前回計 | 0 |
| 総 計 | | 7,374,386 | 総 計 | 12,949,303 |

| | 項 目 | 金 額 |
|------------------|---------------------------|------------|
| 支出のうち公費 負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 351,500円 |
| | ビラの作成 | 1,001,000円 |
| | ポスターの作成 | 1,312,000円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 494,100円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成 | 207,600円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 198,500円 |
| | 政見放送のための録画等 | 3,336,000円 |
| | 計 | 6,900,700円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年 8月 5日 | 第1回報告分 |
|----------|------------|--------|

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院新潟県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 48,720,600 円
- 3 報告書の要旨

| | | | | |
|---------|--------|-----------------------|-------|--------------------|
| 候補者氏名 | 村木 さく良 | 候補者届出 政党又は 所属党派 | 無 所 属 | 令和元年5月14日から 期間 |
| 出納責任者氏名 | 佐藤 伸広 | | | 令和元年9月5日まで 第2回分 |

| 収 入 | | 支 出 | | 円 |
|------------------------|-------|-----------|--------|------------|
| 主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 | (職 業) | (寄附額) | 人件費 | 35,000 |
| | | | 家屋費 | 0 |
| | | | 選挙事務所費 | 0 |
| | | | 集合会場費 | 0 |
| | | | 通信費 | 293,639 |
| | | | 交通費 | 0 |
| | | | 印刷費 | 0 |
| | | | 広告費 | 0 |
| | | | 文具費 | 0 |
| | | | 食糧費 | 0 |
| | | | 休泊費 | 55,650 |
| | | | 雑 費 | 105,523 |
| その他の寄附 | 0件 | 0 | | |
| その他の収入 | | 0 | | |
| 今回計 | | 0 | 今回計 | 489,812 |
| 前回計 | | 7,374,386 | 前回計 | 12,949,303 |
| 総 計 | | 7,374,386 | 総 計 | 13,439,115 |

| | 項 目 | 金 額 |
|------------------|---------------------------|------------|
| 支出のうち公費 負担相当額 | 選挙運動用通常葉書の作成 | 351,500円 |
| | ビラの作成 | 1,001,000円 |
| | ポスターの作成 | 1,312,000円 |
| | 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 | 494,100円 |
| | 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の 作成 | 207,600円 |
| | 個人演説会の立札及び看板の類の作成 | 198,500円 |
| | 政見放送のための録画等 | 3,336,000円 |
| | 計 | 6,900,700円 |

| | | |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 令和元年 9月13日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

教育委員会告示

◎新潟県教育委員会告示第2号

新潟県立学校教職員の任免関係取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。ただし、第3条の改正は令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月3日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> <p>(採用等)</p> <p>第5条 校長の採用は、当該年度の「<u>県立高等学校等校長選考検査</u>」又は「<u>新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 副校長への昇任は、当該年度の「<u>県立高等学校等管理職（副校長・教頭）選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>3 教頭への昇任は、当該年度の「<u>県立高等学校等管理職（副校長・教頭）選考検査</u>」又は「<u>新潟県公立義務教育諸学校教頭選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> | <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県立学校 県立の<u>中学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園をいう。</p> <p>(2)～(21) (略)</p> <p>(採用等)</p> <p>第5条 校長の採用は、当該年度の「<u>公立高等学校校長・副校長選考検査</u>」又は「<u>新潟県公立義務教育諸学校校長選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>2 副校長への昇任は、当該年度の「<u>公立高等学校校長・副校長選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>3 教頭への昇任は、当該年度の「<u>公立高等学校教頭選考検査</u>」又は「<u>新潟県公立義務教育諸学校教頭選考検査</u>」を受検した者の中から選考により行うものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(採用にあたっての健康診断)</u></p> <p>第7条 <u>教職員に採用されようとする者は、事前に医療機関等において健康診断を受けなければならない。健康診断の有効期間は受診の日から6月とする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教職員のうち、副校長又は教頭を校長に採用する場合その他委員会が必要がないと認める場合にあっては、健康診断は受けることを要しない。</u></p> <p>3 <u>教職員採用健康診断基準は、別に定めるところによる。</u></p> |

第7条 (略)

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

(別記様式)

辞令書

| |
|----------|
| (略) |
| (任命権者) |
| 年 月 日 |
| 新潟県教育委員会 |

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1～8 (略)

9 休職

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(3) 休職の期間を 年 月 日まで延長する

10 (略)

11 育児休業

(1) 育児休業を承認する

年 月 日から

第8条 (略)

第9条 (略)

第10条 (略)

第11条 (略)

第12条 (略)

第13条 (略)

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(別記様式)

辞令書

| |
|----------|
| (略) |
| (任命権者) |
| 平成 年 月 日 |
| 新潟県教育委員会 |

辞令書記入要領

I・II (略)

III (発令事項) 欄の記入

(略)

1～8 (略)

9 休職

(1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(3) 休職の期間を平成 年 月 日まで延長する

10 (略)

11 育児休業

(1) 育児休業を承認する

平成 年 月 日

| | |
|--|---|
| <p>育児休業期間 年 月 日まで</p> <p>(2) 育児休業期間を 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>12 配偶者同行休業</p> <p>(1) 配偶者同行休業を承認する 年 月 日から 配偶者同行休業期間 年 月 日まで</p> <p>(2) 配偶者同行休業期間を 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>13 大学院修学休業</p> <p>(1) 大学院修学休業を許可する 年 月 日から 大学院修学休業期間 年 月 日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>14 育児短時間勤務</p> <p>(1) 育児短時間勤務を承認する場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する 育児短時間勤務承認期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合 育児短時間勤務承認期間を 年 月 日まで延長する</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる 短時間勤務時間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(6) (略)</p> <p>15 自己啓発等休業</p> <p>(1) 自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(2) 自己啓発等休業期間を 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>16~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> | <p>から</p> <p>育児休業期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 育児休業期間を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>12 配偶者同行休業</p> <p>(1) 配偶者同行休業を承認する 平成 年 月 日から 配偶者同行休業期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 配偶者同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>13 大学院修学休業</p> <p>(1) 大学院修学休業を許可する 平成 年 月 日から 大学院修学休業期間 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>14 育児短時間勤務</p> <p>(1) 育児短時間勤務を承認する場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する 育児短時間勤務承認期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合 育児短時間勤務承認期間を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合 地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる 短時間勤務時間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>(6) (略)</p> <p>15 自己啓発等休業</p> <p>(1) 自己啓発等休業を承認する 自己啓発等休業期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで</p> <p>(2) 自己啓発等休業期間を平成 年 月 日まで延長する</p> <p>(3) (略)</p> <p>16~18 (略)</p> <p>19 再任用</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>(1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合 新潟県公立学校教員に再任用する ○○に補する 教育職2級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる ○○課程担当を命ずる 年 月 日から 期間 年 月 日まで</p> <p>注 短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週○時間勤務)」を加える。</p> <p>(2) 再任用の任期を更新する場合 再任用の任期を 年 月 日まで更新する</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV (略)</p> | <p>(1) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合 新潟県公立学校教員に再任用する ○○に補する 教育職2級に決定する 新潟県立○○高等学校○○分校勤務を命ずる ○○課程担当を命ずる 平成 年 月 日から 期間 平成 年 月 日まで</p> <p>注 短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週○時間勤務)」を加える。</p> <p>(2) 再任用の任期を更新する場合 再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する</p> <p>(3) (略)</p> <p>IV (略)</p> |
|--|--|

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月3日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---------------------|----------|-------------------|---------|---------------------|----------|--------------------------|---------|
| 別表 | | | | 別表 | | | |
| 署名 | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 | 署名 | 名 称 | 位 置 | 所 管 区 域 |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 新潟 中央 警察 署 | 柳都交 番 | 新潟市 中央区 稲荷町 | (略) | 新潟 中央 警察 署 | 柳都交 番 | 新潟市 中央区 附船町 1丁目 | (略) |
| (略) | | | | (略) | | | |

附 則

この規則は、令和2年3月6日から施行する。

正 誤

令和2年2月21日付け新潟県公告（一般競争入札の実施）中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|--------|--|---|
| 15 | 34から35 | 入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。 | 契約金額に見込数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。 |